

中間貯蔵施設の整備・管理運営及び除去土壌等の県外最終処分に向けた取組を進めます。

1. 事業目的

福島県内で発生した除去土壌や廃棄物を中間貯蔵施設において適切に管理するとともに、帰還困難区域のうち、2020年代の帰還に向けて避難指示解除を目指す特定帰還居住区域の除染等により生じた除去土壌等の受入・分別処理や貯蔵を進めるなど、事故由来放射性物質による影響を速やかに低減し、福島復興・再生の加速化に寄与することを目的とする。また、中間貯蔵開始後30年以内（2045年3月まで）に福島県内で発生した除去土壌等の県外最終処分を完了する。

2. 事業内容

福島県内で発生した除去土壌や廃棄物について、中間貯蔵施設において適切に管理するとともに、特定帰還居住区域の除染などで新たに発生する除去土壌等の受入・分別処理や貯蔵に向けた施設の整備等を、地域の理解を得ながら着実に実施する。

また、除去土壌等の県外最終処分の実現に向けて、最終処分量を低減するため、復興再生土の利用（復興再生利用）や中間貯蔵施設からの除去土壌の掘り出しの試行等の取組を推進する。

<主な内訳>

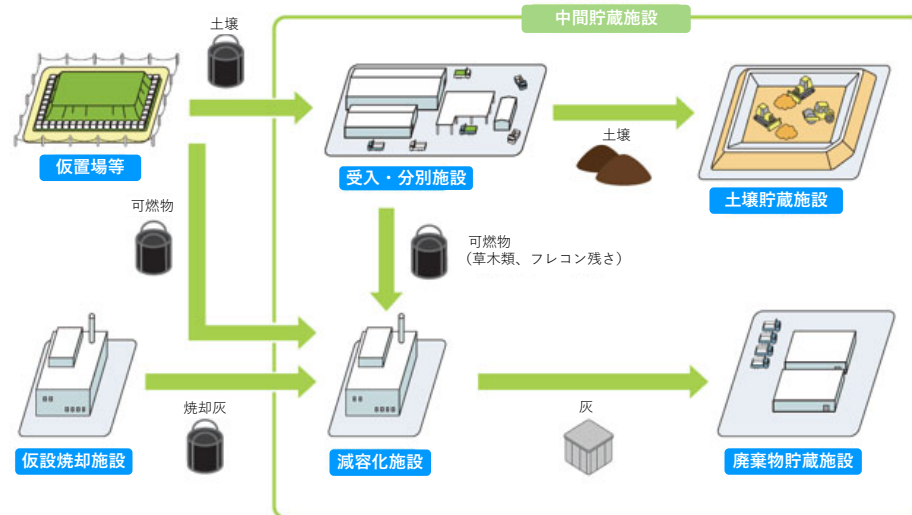
- | | |
|-------------------------------------|-------|
| ① 中間貯蔵施設の整備等に必要な調査、用地の取得等 | 6億円 |
| ② 中間貯蔵施設の整備、管理運営、除去土壌等の輸送等 | 971億円 |
| ③ 県外最終処分に向けた除去土壌等の減容技術開発・復興再生利用の推進等 | 65億円 |
| ④ 関係住民等の不安の払拭と理解の醸成を目的とした丁寧な情報提供 | 10億円 |

3. 事業スキーム

- | | |
|--------|-------------------------------------|
| ■ 事業形態 | 請負事業（①②③④）、委託事業（②の管理運営、③の技術開発等の一部）等 |
| ■ 請負先等 | 民間事業者・団体等 |
| ■ 実施期間 | 平成23年度～ |

4. 事業イメージ

中間貯蔵施設事業の流れ



復興再生利用のイメージ

